

障害福祉サービス等の報酬改定について

※今後の検討により、内容等に変更が生じることがありうる。

平成24年1月13日

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

2. 構成員

- (1)本検討チームは、津田厚生労働大臣政務官を主査、障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- (2)本検討チームに、アドバイザーとして4名の別紙の有識者の参画を求める。
- (3)主査が必要があると認めるときは、本検討チームにおいて、関係者から意見を聴くことができる。

3. 検討スケジュール

障害福祉サービス等経営実態調査等の結果の分析・評価を踏まえ、障害福祉サービス等の報酬に係る改定事項等について検討を行い、平成24年1月を目途に、検討結果をとりまとめることとする。

4. 検討チームの運営

- (1)検討チームの庶務は、障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- (2)検討チームの議事は公開とする。
- (3)前各号に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項については、検討チームが定める。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 構成員等

別紙

厚生労働省

主査

津田厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

企画課長

障害福祉課長

精神・障害保健課長

障害福祉課地域移行・障害児支援室長

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー

茨木 尚子 明治学院大学教授

駒村 康平 慶応義塾大学教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

(敬称略、50音順)

※公開の場で検討

【今後の予定】

第1回 : 平成23年11月11日(金) 17:00～19:00

第2回 : 平成23年11月14日(月) 9:00～11:00

第3回 : 平成23年11月17日(木) 10:00～12:00

第4回 : 平成23年11月22日(火) 10:00～12:00

※ 第2・3回は関係団体ヒアリングを実施

第5回 : 平成23年12月 5日(月) 10:00～12:00

第6回 : 平成23年12月 6日(火) 17:00～19:00

第7回 : 平成23年12月12日(月) 10:00～12:00

第8回 : 平成24年 1月13日(金) 15:00～17:00

第9回 : 未定

平成23年12月21日 予算編成過程で改定率セット

平成24年 1月 とりまとめ

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム開催実績及び予定（案）

回数	開催日	時間	内容
第1回	11月11日(金)	17:00~19:00	経営実態調査結果、地域区分の見直し
第2回	11月14日(月)	9:00~11:00	関係団体ヒアリング①
第3回	11月17日(木)	10:00~12:00	関係団体ヒアリング②
第4回	11月22日(火)	10:00~12:00	相談支援、障害児支援
第5回	12月5日(月)	10:00~12:00	就労系、訪問系、GH・CH、自立訓練
第6回	12月6日(火)	17:00~19:00	生活介護、施設入所、短期入所、療養介護
第7回	12月12日(金)	10:00~12:00	横断的事項、（基金（処遇改善、送迎）、医療的ケア、その他）これまでの議論の整理
第8回	1月13日(金)	15:00~17:00	第1回、第4回～第6回における論点（例：処遇改善経過措置、栄養士配置加算の本体報酬への組み込み、地域区分の経過措置、物価の動向に応じた基本報酬の引き下げ等
第9回	未定	未定	未定

ヒアリング団体一覧

平成23年11月14日(月)

- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- 日本障害フォーラム
- 全国身体障害者施設協議会
- 社団法人全国脊髄損傷者連合会
- 全国社会就労センター協議会
- きょうされん
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- 特定非営利活動法人障害者インターナショナル日本会議
- 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
- 財団法人日本知的障害者福祉協会
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンターさくら会

平成23年11月17日(木)

- 社団法人日本精神科病院協会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- 社団法人日本自閉症協会
- 社団法人日本重症児福祉協会
- 全国児童発達支援協議会
- 社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会
- 財団法人全日本ろうあ連盟
- 社会福祉法人日本盲人会連合
- 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- 全国自立生活センター協議会
- 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
- 特定非営利活動法人日本脳外傷友の会

平成21年度障害福祉サービス報酬改定のポイント (改定率: +5.1%)

1. 良質な人材の確保

- 人材確保・重度者対応に積極的に取り組む事業所の評価(訪問系サービスに係る特定事業所加算の創設)
- 社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職員や常勤職員の配置を評価

2. サービス提供事業者の経営基盤の安定

- 児童デイサービス、機能訓練など、経営実態調査の結果収支差率がマイナスであった事業については、基本報酬単価を見直し、費用に見合った報酬単価を設定
- 利用者の急な利用中止時にも事業者において体制を整えていることに着目し、欠席時のフォローアップを評価

3. サービスの質の向上

- 看護職員の配置のないサービスにおける医療機関との連携による看護の提供の評価、医療機関による短期入所サービスの提供形態の多様化など、医療的なケアを要する者への対応を充実
- 視覚・聴覚障害等の重複障害など障害特性への配慮を充実、リハビリや栄養管理等に関する個別の支援を評価

4. 地域生活の基盤の充実

- ケアホーム・グループホームについて、手厚い世話人の支援体制の評価(利用者4人に対し世話人1人)、夜間の支援に係る評価の充実等により、その支援機能を強化
- 重度訪問介護、家事援助等の訪問系サービスや短期入所の評価を充実

5. 中山間地等への配慮

- 中山間地等に居住する者への訪問サービスの提供を加算で評価
- 定員40人以下一律だった日中活動系サービスの報酬単価に、定員20人以下の小規模事業所向け単価を創設

6. 新体系への移行の促進

- 就労継続支援B型について、以前の人員配置も踏まえて、手厚い支援体制(利用者7.5人に対し支援者1人+工賃倍増のための支援員の配置)を評価
- 障害者支援施設(生活介護+施設入所支援)について、前年度の平均障害程度区分に基づく評価では利用者の入れ替わりへの対応が難しい等の問題があったため、これを見直すとともに、土日等の支援の評価を引き上げ

平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

障害者自立支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費について、障害福祉サービス等の経営実態と制度の施行状況を把握する。

(2) 調査の期日

平成23年4月1日

(3) 調査事項

平成22年度における収支状況、従事者数、給与等を調査(一部、平成22年1年分)

(4) 回収状況

- ・調査客体数(配布数) 15,247施設・事業所 (参考20年調査:16,728 施設・事業所)
- ・回収数 10,497件(回収率68.8%) (参考20年調査:12,866 施設・事業所(回収率:76.9%))
- ・有効回答数 4,336件(有効回答率41.3%) (参考20年調査:5,047 施設・事業所(有効回答率:39.2%))

(5) その他

- ・有効回答数は、回収票から休廃止・記入不備票を除外したもののうち、当該サービスの障害福祉サービス等の報酬等に対する収入比率60%以上のものである。
- ・東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県の全域、平成23年4月25日現在、災害救助法適用自治体(東京都を除く)に所在する事業所を除外。

2 調査結果の概要

○ 収支の状況

	23年調査			20年調査		
	収支差 (単位:千円)	収支差率	有効回答数	収支差 (単位:千円)	収支差率	有効回答数
全体	11,583	9.7%	4,336	4,469	6.1%	5,047
新体系	11,229	12.2%	2,893	1,689	5.4%	2,830
旧体系	11,250	7.6%	1,143	9,190	7.0%	1,962
障害児施設等	14,048	5.0%	294	-3,964	-4.2%	207

○ 収支の状況

			23年調査			20年調査		
			収支差 (単位:千円)	収支差率	有効回答数	収支差 (単位:千円)	収支差率	有効回答数
全体			11,583	9.7%	4,336	4,469	6.1%	5,047
新体系			11,229	12.2%	2,893	1,689	5.4%	2,830
旧体系			11,250	7.6%	1,143	9,190	7.0%	1,962
障害児施設等			14,048	5.0%	294	-3,964	-4.2%	207
新体系	訪問系サービス		6,560	14.8%	498	-663	-4.0%	258
		居宅介護(再掲)	7,361	16.1%	348	-1,023	-7.9%	183
		重度訪問介護(再掲)	7,243	13.7%	49	299	0.9%	26
		行動援護(再掲)	1,345	6.8%	48	3,171	16.1%	16
	療養介護		-	-	-	-	-	0
	生活介護		26,393	12.2%	630	3,299	6.6%	627
	児童デイサービス		3,676	11.1%	238	-4,882	-32.1%	267
	短期入所		1,555	7.5%	84	628	9.6%	135
	重度障害者等包括支援		-	-	-	-	-	0
	共同生活介護単独型		4,370	14.6%	164	1,738	11.0%	147
	障害者支援施設		33,651	11.5%	502	11,761	5.4%	97
	自立訓練(機能訓練)		5,552	9.6%	20	-739	-5.9%	23
	自立訓練(生活訓練)		2,573	9.9%	63	2,078	12.3%	135
	就労移行支援		4,588	13.1%	128	3,531	14.1%	210
	就労継続支援A型		4,431	12.4%	112	457	1.6%	62
	就労継続支援B型		6,025	14.4%	361	2,227	9.8%	581
	共同生活援助単独型		375	3.5%	55	-445	-6.3%	59
	相談支援		-118	-1.0%	26	228	2.1%	16
	多機能型(再掲)		13,374	11.9%	1,814	3,173	6.9%	285
共同生活援助・共同生活介護一体型		3,336	8.2%	137	1,242	6.1%	90	
旧体系	身体障害者施設	入所施設	16,644	7.4%	152	17,091	7.3%	355
		通所施設	2,497	6.0%	67	1,772	4.5%	178
	知的障害者施設	入所施設	16,815	7.2%	417	13,369	6.6%	522
		通所施設	9,340	11.8%	342	6,457	9.1%	662
	精神障害者施設	入所施設	-142	-0.4%	112	369	0.9%	133
		通所施設	64	0.2%	49	933	3.8%	91
障害児施設等	入所施設	27,809	6.0%	131	1,370	1.0%	104	
	通所施設	169	0.2%	162	-9,349	-18.1%	103	

※ この表の見方の留意点

この調査結果における収支差率は、基金事業(処遇改善、9割保障、従前保障等)及びその他補助金を含んだ収入に対する比率で計算している。

障害福祉サービス等報酬改定に関連する動き

- 障害者自立支援法の一部改正の施行(平成24年4月施行分)について
- 新体系移行の状況について
- 障害者自立支援対策臨時特例交付金の状況について
- 医療と介護の連携について
- その他

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勧案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出

平成22年12月 3日 改正法が成立

利用者本位のサービス体系へ再編

※ 旧体系から新体系への移行は平成24年3月までに完了。

<再編前:旧体系>

重症心身障害児施設
(年齢超過児)

進行性筋萎縮症療養等給付事業

身体障害者療護施設

更生施設(身体・知的)

授産施設(身体・知的・精神)

小規模通所授産施設(身体・知的・精神)

福祉工場(身体・知的・精神)

精神障害者生活訓練施設

精神障害者地域生活支援センター
(デイサービス部分)

障害者デイサービス

新体系 へ移行

- ①②③
3 昼夜地域
障害 移行等
一元 分離 等の
化 促進

<再編後:新体系>

日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- ① 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
② 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- ③ 自立訓練(機能・生活訓練)
④ 就労移行支援
⑤ 就労継続支援

【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター

居住支援の場

居住支援サービス

ケアホーム
グループホーム
福祉ホーム

又は

施設への入所

○新体系サービスへの移行状況（施設種別の内訳）

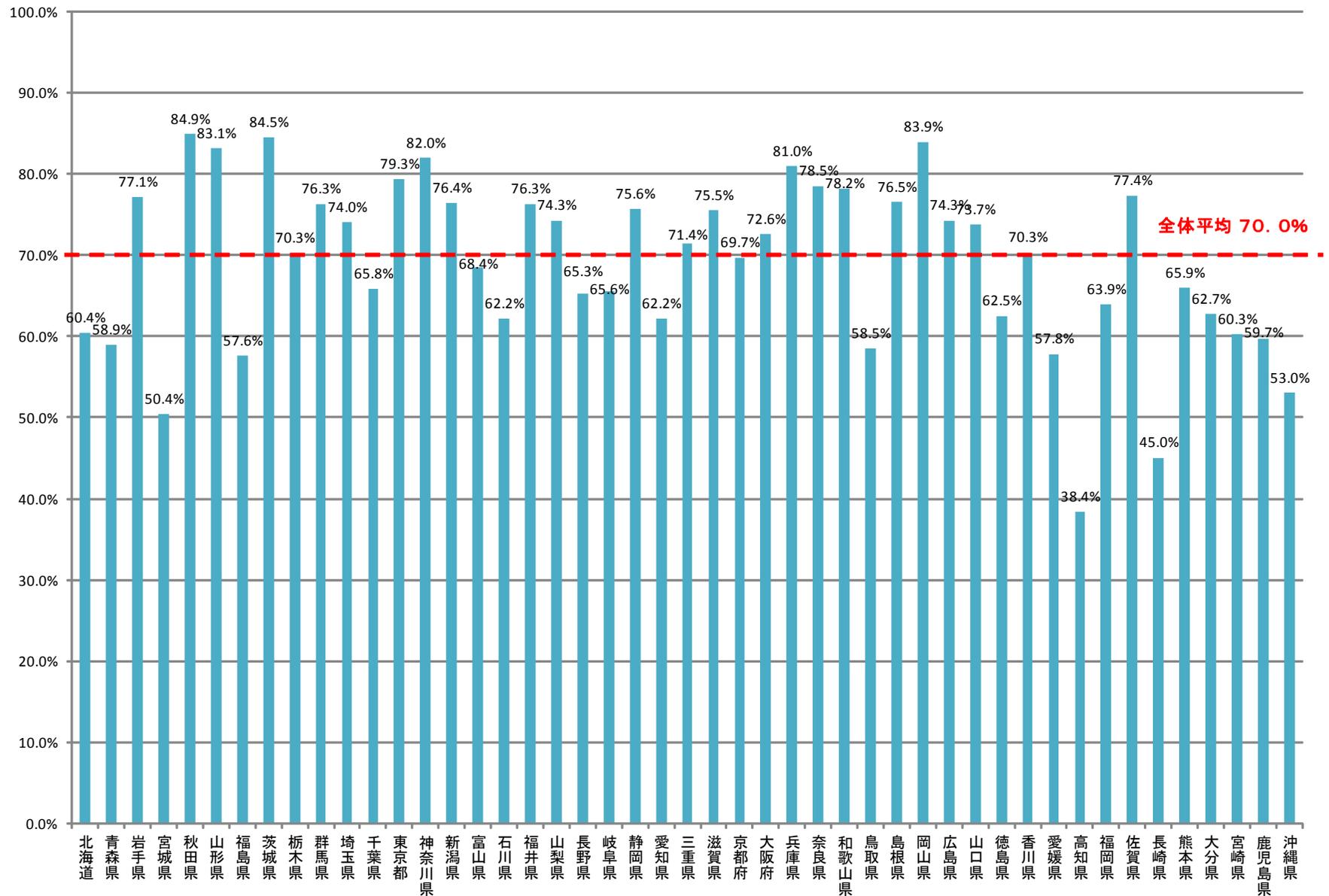
	平成23年4月1日 新体系移行数	平成23年4月1日 旧体系指定数	平成23年4月1日 新体系移行数 +旧体系指定数	移行割合
(1) 身体障害者更生援護施設				
身体障害者療護施設	372	131	503	73.96%
身体障害者更生施設	78	25	103	75.73%
身体障害者入所授産施設	146	55	201	72.64%
身体障害者通所授産施設	252	89	341	73.90%
身体障害者小規模通所授産施設	232	48	280	82.86%
身体障害者福祉工場	26	9	35	74.29%
合 計	1106	357	1,463	75.60%
(2) 知的障害者援護施設				
知的障害者入所更生施設	970	508	1,478	65.63%
知的障害者入所授産施設	110	114	224	49.11%
知的障害者通勤寮	53	66	119	44.54%
知的障害者通所更生施設	424	152	576	73.61%
知的障害者通所授産施設	1116	518	1,634	68.30%
知的障害者小規模通所授産施設	390	40	430	90.70%
知的障害者福祉工場	64	6	70	91.43%
合 計	3,127	1,404	4,531	69.01%
(3) 精神障害者社会復帰施設				
精神障害者生活訓練施設	109	176	285	38.25%
精神障害者入所授産施設	17	10	27	62.96%
精神障害者通所授産施設	217	82	299	72.58%
精神障害者小規模通所授産施設	343	84	427	80.33%
精神障害者福祉工場	17	2	19	89.47%
合 計	703	354	1,057	66.51%
(4) 合 計				
合 計	4,936	2,115	7,051	70.00%

※1 上記「移行割合」は、平成23年4月1日時点で現存する事業所数（新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計）のうち、新体系に移行した事業所数の割合

※2 上記の新体系移行数及び旧体系指定数は、各都道府県からの報告に基づく集計値

新体系サービスへの移行割合(都道府県別) H23.4.1時点

都道府県名	移行割合
北海道	60.4%
青森県	58.9%
岩手県	77.1%
宮城県	50.4%
秋田県	84.9%
山形県	83.1%
福島県	57.6%
茨城県	84.5%
栃木県	70.3%
群馬県	76.3%
埼玉県	74.0%
千葉県	65.8%
東京都	79.3%
神奈川県	82.0%
新潟県	76.4%
富山県	68.4%
石川県	62.2%
福井県	76.3%
山梨県	74.3%
長野県	65.3%
岐阜県	65.6%
静岡県	75.6%
愛知県	62.2%
三重県	71.4%
滋賀県	75.5%
京都府	69.7%
大阪府	72.6%
兵庫県	81.0%
奈良県	78.5%
和歌山県	78.2%
鳥取県	58.5%
島根県	76.5%
岡山県	83.9%
広島県	74.3%
山口県	73.7%
徳島県	62.5%
香川県	70.3%
愛媛県	57.8%
高知県	38.4%
福岡県	63.9%
佐賀県	77.4%
長崎県	45.0%
熊本県	65.9%
大分県	62.7%
宮崎県	60.3%
鹿児島県	59.7%
沖縄県	53.0%
全体平均	70.0%



※1 平成23年4月1日時点で現存する事業所数(新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計)のうち、新体系に移行した事業所数の割合

※2 各都道府県からの報告に基づくもの

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金について

主な事業

① 事業運営安定化事業

障害者自立支援法施行前の旧体系施設の新体系への円滑な移行(平成23年度が期限)を促すため、新体系移行後に減収となった施設の事業運営の安定化を図る事業。

② 障害者自立支援基盤整備事業

既存施設が新体系に移行する場合に必要な施設の改修やグループホーム等の整備に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図る事業。

③ 福祉・介護人材の処遇改善事業

福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、福祉・介護職員の処遇改善を図る事業。(職員一人当たり1.5万円相当額)

予算額 3,377億円(平成18年度の創設以来の合計)

主な経緯

- 平成18年度補正予算において基金造成 960億円(平成20年度まで)
- 平成20年度補正予算において、基金の積み増し(650億円)及び期間を平成23年度まで延長。
- 平成21年度補正予算において、福祉・介護人材処遇改善事業(1,070億円)を創設。
- 平成22年度補正予算において、基金の積み増し(39億円)
- 平成23年度補正予算において、基金の積み増し(15億円)
- ※ 平成23年度をもって終了する障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)については、積み増し及び期限延長等について、別途検討する。

福祉・介護人材の処遇改善について

○ 福祉・介護人材の処遇改善事業の概要、効果、課題

概要

- 平成21年度補正予算により、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円引上げの経費を事業者に交付。(H21.10～24.3までの時限措置で全額国費(約1,070億円))
- 全国平均で73%の事業所が助成金を申請、交付(23年2月末現在)

効果

- 平成22年度に福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を申請した施設・事業所における平成22年の直接処遇職員の平均給与額は、前年同月(9月)に比べて約1.5万円増加。対象外の職種(看護職員等)の平均給与額も、1.4万円～1.9万円増加。
(平成22年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査)

課題

- 給与の引上げの多くは一時金(69%)や諸手当(28%)という形で行われており、継続性(「基本給の引上げ」約17%。)が弱い。(平成22年4月に障害福祉課においてアンケートを実施)



- 適切な障害福祉サービス供給を安定的に確保するため、助成金による介護労働力需給の改善効果を維持することが重要
- この際、助成金による賃金改善はその多くが一時的な対応にとどまっていることを踏まえ、効果が持続するような対応(条件付きで報酬に組み入れるなど)を検討することが必要

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるために必要な経過措置

(参考)賃金・物価の動向

- 賃金、物価ともに下落傾向。

	H21	H22	H23 (年度途中)	H21～23 累積
賃金	▲1.5%	0.2%	▲0.4%	▲1.7%
物価	▲1.7%	▲0.4%	▲0.1%	▲2.2%

(資料)

賃金:「毎月勤労統計調査報告」の規模5人以上事業所の「きまって支給する給与」のうち、平成21年度及び平成22年度は対前年度比、平成23年度は4月から10月の対前年度同月比の平均値。

物価:消費者物価上昇率のうち、平成21年度及び平成22年度は対前年度比、平成23年度は4月から10月の対前年度同月比の平均値。

関連する動き

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

※ 平成23年6月14日牧義夫衆議院厚生労働委員長から提出、平成23年6月17日成立

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 ①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4) 差別の禁止(第4条関係)

・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
 ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5) 国際的協調(第5条関係)

・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。

・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

7) 施策の基本方針(第10条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
 ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
 ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

等

3) 療育【新設】(第17条関係)

・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
 ・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

等

4) 職業相談等(第18条関係)

・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

等

5) 雇用の促進等(第19条関係)

・国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
 ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

等

6) 住宅の確保(第20条関係)

・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

等

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

・交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるよう施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

等

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
 ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

等

9) 相談等(第23条関係)

・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
 ・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

等

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

等

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

等

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

等

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

等

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

等

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

基本的施策関係(公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
 ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

2) 教育(第16条関係)

・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策

等

障害者政策委員会等(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

国) 障害者政策委員会(第32~35条関係)

・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
 ・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等

附則

検討(附則第2条関係)

・施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
 ・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保
 その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

等

障害者総合福祉法の6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10カ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。